

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

- よくある質問（FAQ）及びモデル定款の追加・修正について
- 収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

- よくある質問（FAQ）及びモデル定款の追加・修正について

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。「一般法人法」）が改正され、一般法人法の改正内容の一部が、令和4年9月1日に施行されました。

これに際し、よくある質問（FAQ）の一部（一般法人法の規定を引用している部分等）及びモデル定款について改正を行いました。

メールマガジンバックナンバー

<https://www.koeki-info.go.jp/other/backnumber/2022/index.html>

- 改正内容は以下のとおりです。

1. 改正一般法人法施行に伴う改正

(1) FAQの修正

令和4年9月1日の改正一般法人法施行に伴い、記載ぶりを修正。（改正内容については令和4年3月に反映済みであり、説明内容自体に変更はありません。）

- ・問Ⅰ－9－(1)（公益認定申請先行政庁）
- ・問Ⅱ－7－(6)（社員総会資料の電子提供）

(2) モデル定款の改正

- ・社員総会の電子提供制度に係る所要の規定を新設。

- ・その他軽微な形式修正

モデル定款 <https://www.koeki-info.go.jp/application/information.html>

2. その他 FAQ の改正（上記改正に際して、その他修正等が必要な FAQ についても併せて改正を行いました。）

（1）登記情報連携システム関連

→昨年7月から提供している登記情報連携システムについて、FAQにも説明を追加。

- ・問Ⅰ－1－(6)（法人格のない任意団体）
- ・問Ⅰ－4－(4)（新規設立一般社団・財団法人の公益認定申請）
- ・問Ⅹ－2－(6)（特定寄附の相手方）

（2）収支相償関連

→条項間の整合を分かりやすくするため、記載を整理。

- ・問Ⅴ－2－(5)（収支相償）
- ・問Ⅴ－2－(6)（収支相償）

よくある質問（FAQ） <https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問Ⅴ－2－(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

収支相償を含む財務基準を満たす方策の1つとして、特定費用準備資金の積立てについてご紹介します。

下記リンク先、公益法人 information 令和4年6月14日付「内閣府からのお知らせ」掲載の特定費用準備資金の広報資料「特費のすすめ」をご覧ください、特定費用準備資金の活用をご検討ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>
=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。